

第 1 3 5 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 4 の項、1 6 の項及び 1 8 の項中「第 1 8 条第 4 項ただし書」を「第 1 8 条第 5 項ただし書」に改め、同表 3 2 の項、3 4 の項、3 6 の項、3 8 の項、4 0 の項、4 2 の項及び 4 4 の項中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 1 項」に改め、同表 4 6 の項、4 8 の項及び 5 0 の項中「第 1 8 条第 2 0 項」を「第 1 8 条第 2 9 項」に改め、同表 5 2 の項中「第 1 8 条第 2 4 項第 1 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。